

只今議長の発言の許可を頂きましたので私は、日本共産党議員団を代表して質問を行います。はじめに1、「税と社会保障の一体改革」は市民生活に何をもたらすのか、消費税が増税されれば市民生活はどうなるのか、また伊丹市政への影響はどうかを市長に伺います。

消費税増税に関しては世論調査でも多くの国民の反対の声、不安の声があがっていました。その声を反映し、全国の138自治体で「消費税増税反対」決議や意見書が採択されています。しかし、野田内閣は、民主、自民、公明党三党で「密室談合」を行い、8月10日「税と社会保障の一体改革法」を国会で可決し、消費税の増税へと進んでいます。2014年4月から消費税率を8%へ引き上げ、翌年2015年には10%に引き揚げるという内容です。消費税増税に国民が納得していないのは法成立後の世論調査でも明らかです。共同通信社の調査は、「反対」が56,1%、賛成が「42,2%」で成立前の55,2%、43,4%とほぼ変わっていません。「読売」新聞の調べで、増税法が成立したことを評価するかという質問でも、「評価しない」が49%「する」の43%を上回っています。NHKの世論調査でも「大いに評価する」は6%、「あまり評価しない」「全く評価しない」は合わせて48%にのぼっています。長期にわたる所得の減少、不況のもとでの増税は、国民生活を脅かすものになるでしょう。増税の問題点が様々指摘されています。この改革は、市民生活に何をもたらすのか、消費税が増税されれば市民生活はどうなるのか、また伊丹市政への影響はどうかを含め数点市長の見解をお聞きいたします。

問題の第一は、消費税は低所得者ほど負担が重いという逆進性の問題です。総務省2009年の対年収消費税率のデータでは、消費税率5%の下での2人以上世帯で年収200万円では、消費税負担率5,8%です。

年収2000万以上では負担率1%です。消費税が、いかに富裕層に軽く、低所得者に重いのかの数字です。不公平な税負担です。ヨーロッパでは食費には消費税は課税されない、医療費が無料に近いという政策がありますが、日本ではそのような対応はされていません。消費税の逆進性は、低所得者ほど家計を切り詰める厳しい生活が強いられます。安心した市民生活がおくれるのか大変不安です。消費税の逆進性は、市民生活にどう影響するのかについての市長の見解をお聞きいたします。

問題の第二として、消費税増税が景気の悪化を招くことに関してですが、出費が多くなれば家計は苦しくなりより消費を控えるようになります。そうなれば消費購買力は抑制され、景気回復にはとうていつながりません。1997年に消費税が3%から5%へ引き上げられ、医療費の負担も含め9兆円の負担増が国民に押し付けられた以降、所得も消費も景気も急激に下降してしまいました。

小泉構造改革以降年間給与が200万以下の低所得者の人が急速に増え、2006年以

降は1000万人を超えている現状です。その上に、消費税増税と社会保障改悪での負担が20兆円も覆いかぶさります。

例えば、(大和総研の調査では)40歳未満の単身世帯で税引き前年の収が300万の場合は、今より年11万6300円の負担増となります。同じく500万円の場合は18万8千100円の負担増です。40歳以上で共働き4人世帯で年収800万円では、42万6千7百円の負担増になります。また年金収入の75歳以上の夫婦世帯では、年金収入が350万円あったとしても、消費税増税や年金減額の影響で、年22万7500円の負担増が待ち受けているという調査結果が出ています。

増税では生活困窮者が増えるばかりで、消費購買力は抑えられますので、景気の悪化になると考えます、暮らしを守り家計を暖めてこそ財政再建も可能になるのではありませんか。市長の見解を御伺い致します。

問題の 点目、大型開発や大企業優遇のために税を使うことが消費税法上も可能になったことについてです。消費税増税法案の「付則」には「消費税率の引き上げによる経済への影響を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分するなど、経済の成長等に向けた施策を検討する」が追加されました。消費税増税を推し進めた一つの党は、すでに事前防災のためとして「国土強^{きょうじん} 韌化基本法案」を決め、今後十年間で200兆円規模のインフラ投資が必要としています。また「成長戦略」のために、「法人税の大幅な引き下げ(20%台)などを掲げています。付則に「事前防災」「成長戦略」を入れることで、大企業減税・優遇税制をさらに進めようとしているのではないのでしょうか。国民には、消費税は社会保障に使うと言って来ましたが、大型開発、大企業優遇税となる制度となっているのではありませんか。この点についてどのような認識をお持ちでしょうか。御伺い致します。

点目は、中小零細企業への影響に関してお伺いします。^{いしざわよしふみ}全国商工会議所の石澤義文会長は、6月13日の公聴会で、中小業者の実態を紹介しています。「消費税は5%でも価格転嫁ができない。そのために自腹を切るが10%になればさらに苦しくなり経営が成り立たない。」と強調されています。福岡県商工団体連合会が、「2012年中小業者経営実態調査結果」を発表しました。その結果、消費税が10%に増税されたら、価格転嫁については「全くできない、部分的にしかできない」と70、3%の回答であり、なかでも料理、飲食関係は84、5%が「転嫁できない」と応えています。「消費者に価格転嫁できない、自腹を切って納税せざるを得ない」と回答し、10%になれば4分の1が廃業すると回答しています。この増税で廃業、倒産となる業者も多くなると予測されています。まさに地元商店街が消えてしまいかねません。景気や財政再建にとってもマイナスとなってしまいます。伊丹市内でも売り上げが下がり商売がやっていけないといわれていますが、その影響についてはどのようにお考えでしょうか御伺い致します。

問題の 点目として、「税と社会保障の一体改革」の社会保障の改革についてのセーフティーネットの保障はあるのかです。「社会保障制度改革推進法」が、自民党の原案を民

主党、公明党が同調し、全くの新法として提出された法律ですが、「推進法」第2条「基本的な考え方」では、社会保障制度の基本として「自助、自立を基本とし」「共助によって補完」し「自助や共助で対応できない困窮状態にあるときに「公助によって生活を保障する」という順序で図られるべきだとしています。「自己責任」の考え方を社会保障の考え方にすえ国が責任を持つものを救貧対策に限定しようというものです。このことは、憲法25条で明記されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」や「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない」と国の責任を明確にしています。これを投げ捨てようとしているのではないですか。この「推進法案」にそって各種給付の削減が示され、増税が行われ、社会保障の基本が削減されれば、長引く不況のなかでの多くの失業者、低所得者層のセーフティーネットの保証はなくなってしまいます。いったいこの先にはいざというときどんな生活が待っているというのでしょうか。このような改革、消費税の増税は中止すべきと考えますが、市民生活を預かる市長のお考えをお聞きします。

2、原発再稼働に関する市長の見解を。

福島第一原発の事故から、脱原発の気運が各地で大変高まっています。代々木公園では「原発さよなら10万人集会」が開かれ、関電本社支店でも連日市民の集会が開かれています。大飯原発の再稼働に関する安全性には多くの人々が不安を抱えています。放射能への不安は解消されていないのですから。再稼働反対、原発ストップ、即廃止の声も日に日に大きくなってきているのです。伊丹でも日本海側、福井県には全国54基の原子力発電所のうち4分の1の13基、関西電力の大飯原発、高浜原発、美浜原発、敦賀原発、もんじゅ、のほぼ80キロ圏内であり、その危険性に関しても市民の関心となっています。市長は、放射能汚染の危険のない生活を望む市民の声に応え、市民の安全に責任もって取り組んでいただきたい。市民の安全を守るためには原発ストップの声を生かすべきと思います。これに関しては、6月議会で、かしば議員から詳しく発言をしています。野田首相の大飯原発再稼働発言に対して、問題点をあげています。その上、再稼働は国民の命と安全を危険にさらす最悪の判断といい、今求められているのは原発ゼロの政治的決断を行うことであること。また電力不足真夏の電力需要に対しては、「真夏の電力需要についてピーク時はどれくらいの時間帯、日数、なのか、天然ガスなどの火力の活用、電力融通、によつての供給はどれだけ増やせるのか、節電努力などでどれだけ需要を減らせるのかを具体的に明らかにせず、野田首相は繰り返し日常生活が混乱するという脅しのような言葉でした。」と示し、再稼働に関する市長の見解を求めました。市長は「野田総理大臣は、当面すべての原子力発電所が止まったままでは、国民生活や経済に悪影響が出る。また、関西電力管内は電力需給が一番厳しい。大飯原子力発電所が稼働するかしないかは大きな影響があるため、大飯原子力発電所の再稼働に向けて踏み込まれたところ。」と答弁

で引用されています。また市長として「原子力発電所の稼働や存廃問題といった原子行政は、国が引き続き責任を負うべき分野であると考えておるところです。」と答弁され市長自信も本市としても安定した電気エネルギーが需給が確保されるようできる限りこうしたエネルギー政策に協力していかなくてはならないと考えている。特に関西電力管内は原子力発電利用が大きく進んでいる、その依存度が全国で一番高く、原子力発電に大きく異存してきたのも事実。」と国の方向性を容認し協力の考えを述べられています。そして今年5月、関電からの、22年夏季の使用最大電力費で15%の節電要請を伊丹市庁内でも実施したわけです。

関電は、大飯原発の再稼働がなければ電力は不足するとし市民に「計画停電のお知らせ」を全世帯に郵送しました。節電を要請し、安定した電力供給のためにと再稼働を行いました。いつ停電するのかと市民は不安にかられた毎日でした。「政府と関電の節電計画はなんだったのか」は、市民の大いなる関心事であります。以下数点お聞きします。

関電からは、この夏の電力需要は2千987万キロワットとされていました。しかし実際には電力需要のピークは2千687万キロワットで原発以外の電力供給他社からの融通、揚水発電などは最大2千946万キロワットとなっています。これは大飯原発の再稼働をしなくても(259)余裕があったということです。多くの市民は計画停電をどう受け入れればいいのか大変心配をしていました。しかし実際には電力は原発再稼働しなくても大丈夫だということが証明されたわけです。このことは原発はすぐにストップしても大丈夫ということが証明されています。原発以外の電力への移行を安全のためにすぐにでも行うべきではありませんか。市長も関電管内は全国で一番原子力発電に依存してきたと認識されていますが、実際には原発がなくても供給はできたわけです。

市長は、原子力発電所の稼働や存続問題といった原子行政は国が引き続き責任を負う分野といわれましたが。野田首相は、国民生活や経済に悪影響が出る、また関西電力管内は電力需給が一番厳しい。大飯原発が稼働するかしないかは大きな影響があると発言しました。しかし結果は全く違っていました。福島原発の事故は二度と起こしてほしくない。電気なしでも生活してもいいとまで真剣に皆さん心配されていました。またもや「正確な情報を隠していたのか。国民を関電も国もだましたのか」といわれても仕方ないと思います。再稼働なしでも電力は賄えたのではないか、この事実に関してはどのように市民に説明することができるのでしょうか。市長の見解を御伺い致します。

・市長は、関電に対し再生エネルギーの開発、脱原発を求めるべき

エネルギー政策に対して、市長は「市のレベルでは具体的に判断し意見を述べる情報が(原発問題?)示されていない」といい、また、今日まで国内のエネルギーを原発依存してきている現状を容認されておられます。そして、「原発の安全対策の十分議論されたうえで、将来に向けた新しいエネルギー政策が明確化されるべきと考えている」といわれています。が、原発の安全性が確かでないということはすでに多くの人々の認識です。今日まで安全、クリーンなエネルギーと宣伝してきたのが国と電力会社です。その結果福島第

一原発の事故が起こったのではありませんか。犠牲になられた方々のためにも、安全性の確保のできない原発に頼るな、という市民の声に市長は応えていただき、脱原発のために関電への意思表示を行っていただきたいと思います。すでに宝塚市長、尼崎市長、篠山市長は連盟で関電社長に23年6月30日に「再生可能エネルギーの開発、段階的な原子力発電からの脱却方向へエネルギー政策の転換」の要請を行っています。改めて市長からの申し入れを行うことを求めますが、お考えはいかがでしょう。

3、介護保険施設の充実について

はじめに 介護現場のヘルパーの労働条件について

2012年4月の「改正」介護保険法、改定介護報酬の実施から4ヶ月あまりがたちました。今回の制度見直しは生活援助の時間短縮や新たな利用制限、基本報酬の引き下げ、たん吸引など介護職員による医療行為の「容認」など利用者にとっても、事業所とそこで働く職員にとっても、重大な影響をもたらすものが明らかになっています。

はじめに、介護現場のヘルパーの労働条件についてですが、多くの人の命を預かるヘルパー職場の定着率が少ないと問題にもなっています。その理由としてヘルパーの報酬が安心して生活できる報酬とはなっていないという問題があります。現場で働いている人からお聞きしましたが、手取り12万円ほど、夜勤を数日していても、手取りは17万円と聞いています。このような賃金では家族が安定した生活ができません。人手が多くいる職場であり訪問介護なども利用者からは大変ヘルパーさんは必要とされています。せっかくなれた人が変わってしまうと利用者は大変不安に思うわけです。安心して介護を受けるためには、ヘルパーが十分足りているのか、が問われます。そのためにはヘルパーの労働条件が適正であることが求められます。まず賃金に関してですが、職員の処遇改善のための、介護職員処遇改善交付金制度がありましたが、現場ではどのように職員待遇は改善されたのでしょうか、賃金アップにつながったのか状況はどうでしょうか御伺い致します。またこの制度が今年の3月で廃止され、介護報酬に組み入れられています。2012年介護報酬改定率は1,2%の引き上げとされているが、交付金を介護報酬に換算すると2%強に相当するため、差し引き0,8を超える引き下げ、実質的にはマイナス改定となりました。子のような報酬改定は介護労働者の賃上げにつながるのか。現場にどのような影響となっているのかも御伺い致します。

広島県では、介護労働者の職場の問題点の把握をアンケートなどを行い、改善などの方向を出されているが、兵庫県また、伊丹市としてはどのようにして把握されるのか。働きやすい職場にするために、介護現場の状況を把握することが必要と思いますが、いかがお考えでしょうか御伺い致します。

点目は、施設入所待機者解消は、第5期介護保険計画で実行できるのかについてです。高齢者の方やその家族は、介護施設の充実、在宅介護の充実はどのようなかと大きな関心

を持っています。介護保険計画第4期の報告では、伊丹市の高齢化率は全国比より低い割合ですが、今後は高齢者割合が上昇傾向となっています。介護認定数は、計画より実績が上回っていますので、施設利用者は今後も増えるでしょう。しかしまずは現状の待機者の解消が必要です、お聞きいたします。第5期の介護保険計画で待機者の解消は実行はできるのでしょうか。お答え願います。

「改正」介護保険ですが、生活援助が大きく後退し、十分な介護が受けられなくなっています。生活援助が見直され、これまでの時間区分を大きく短縮しています、「30分以上60分未満」「60分以上」が「20分以上45分未満」「45以上」に再編され、洗濯16,7分。掃除、27分となっており各家の実態には合っていないものです。このことから風呂の掃除を減らす、時間不足で洗濯ができない。などが起こっていますが、これでは安心して介護は受けられません。一人暮らしの高齢者が頼るのはヘルパーです。皆さんヘルパーさんが来るのを嬉しそうに話してくださいますが、改正されてからは、風呂の掃除を途中から自分がして肩が痛くなったといわれていました。体調が悪い方ですのもし転倒でもされたら大変心配です。制度の改善が必要です。現場では安心して生活援助が受けられなければ、高齢者の生活はひとりではできなくなってしまいます。、安心して受けられるようにすることが必要です。どのようにお考えでしょうか御伺い致します。

・痰の吸引をするなどが介護職の業務で「容認」されましたが、今後の入所受け入れの見通しはどうでしょうか。事業所では、どのような対応がされているのでしょうか

4、子どもの権利を保障し守るために

伊丹でも子ども権利条例を制定すべきではないか。

毎日のように子どもの命が犠牲になっている事件が報道されています。伊丹でも様々な対策を推進されていますが、残念な事件も起きています。

日本の子どもたちのおかれている現状にかんしては、子どもの権利の保障がされているのかの検証が必要と感じます。子どもの権利に関しては、1989年11月 国際連合総会において「子どもの権利に関する条約」が採択され、1994年4月、日本政府は、同条約に批准しています。この条約に沿って子どもの権利を守る施策がとられています。各市町村では、子どもの権利条例を設置し様々な施策を行っています。伊丹市議会で何度かこの条例の設置の検討にかんして、質問しておりますが、伊丹ではいまだ設置の検討はされていません。すでにお隣の宝塚市は2007年に、「宝塚市子ども条例」尼崎市も2009年12月「尼崎市子どもの育ち支援条例」川西市「子どもの人権オンブズパーソン条例」を1998年12月に制定されています。全国でも名称は様々ですが、すでに多くの自治体が条例制定しています。このことを見ましても

伊丹市でも子どもの権利をきちんと守るために「子どもの権利条例の制定」を考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

条例を策定した、新潟県上越市では、子どもの権利についての認識度を調査されています。小学生の保護者44%、就学前の児童の保護者28.4%、中学生の保護者、23.5%、高校生26.7%とであり広く認知されていないことが分かりました。その調査の結果、条例を制定し、その位置づけとして「誰もが子どもの権利を真に大切にするためには、他者の権利を実際に尊重し守ることができる行動力を身につけなければならない。権利の主体である子どもが虐待やいじめなどの権利侵害から自分を守り、また他者の権利を尊重するためには、子ども期に子どもの権利を学習することが重要です。さらにすべての人が子どもの権利を大切にできるよう大人に対しても積極的に学習の機会を提供していく必要があります。現在子どもの権利について学習する機会が少ないことから、権利学習を推進する必要があります。」と権利条例を制定されています。

伊丹市でも子どもの権利についての認識を市民・保護者・子ども自身がしっかり持つことが必要と思いますが、子どもの権利についての認識がどれくらいあるのかの調査が必要ではないでしょうか。いかがお考えか御伺い致します。

子どもが「子どもの権利」を学習するために

上越市の前文には、「現在、子どもの権利について学習する機会が少ないことから、権利学習を推進する必要があります。」と書かれています。まさしくその通りだと思います。他市の条例も同じような目的となっています。大人に言われての行動するのではなく自らが考え行動する、また自尊心をきちんと持てるような教育が必要と大震災の経験からそのようなプログラムでの教育を進めているところもあることも報道もされています。自らが考え自ら行動するそのためにも子どもの権利学習のために、「子どもの権利に関する条約」の内容を子どもに分かりやすく理解できるような資料があれば、学習することができます。そのような資料を作り子どもが読めるように各所に配布することを求めますがいかがでしょうかお聞きいたします。

次に いじめ対策についてですが

毎日のように子どものいじめ、自殺や虐待が報道され心が痛みます。このような問題についての対策が大変難しいとも思いますが、「子どもの権利」についての学びが普及すれば、自らが困っていることを人に聞いてもらおう、相談しようと思うことが今以上に活発になるのではないかと期待します。そのような状況を作り出さなければとも思います。子どもたちの気持ちを受け止めるためにも、電話相談の充実を要望したいと思います。現在も少年愛護センターはじめ様々に電話相談を行っても頂いていますが、決算報告書では、少年愛護センターへの電話相談は、22年度は228件、23年度は144件で、半分に減少しています。またセンターに来所面接相談は、22年37件23年7件です。電話のほうが、相談しやすいということが分かります。気軽に利用して悩み相談の糸口になればと思います。相談内容としていじめに関しては来所相談は22年も、23年のゼロ件ですが、問題によってはいかに来所しにくいということだと思います。電話では、いじめに関しても数件ですが、がかかっています。以前命の電話をボランティアでされていた方の

話しでは、多くの電話がかかってきますよとお聞きしました。いじめに関しては、子どもたちは親には中々心配かけるという気持ちからもいえない。先生にも難しいという点もあると思います。報告の数字からも電話のほうが、利用しやすいようですので、誰もが利用できるということをより一層工夫してアピールしていただくこと。またセンターに関しては、子どもたちの悩みの解決の居場所として来所しやすくなるように工夫していただければと思いますので要望とさせていただきます。

5、男女共同参画計画の推進のために

内閣府・男女共同参画推進連携会議は、「2020年30%」の目標を掲げています。何が30%かですが内容は「、社会のあらゆる分野に置いて、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」目標です。「指導的地位」の定義は議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事するものとするのが適当となっています。後8年すれば伊丹市でもこのような状況となって進んでいるのでしょうか。現状では男女共同参画社会はどこまで進んでいるのかが気になるところです。国際比較が推進連携会議から報告されていますが、就業者に占める管理的職業者に占める女性の割合は、日本では大変低い状況です。フィリピンが高く就業者の約2倍です、日本10,6%韓国9,6%他の国はほぼ30%以上が管理的職業を女性が占めています。企業などの役員会の女性比率も、ノルウエーが一位で41%スウェーデン、フィンランド、デンマークと続き日本は1,23%でこれも大きく遅れています。その上女性役員比率の高い企業は、高い業績を上げているという調査結果も示されています。第3次男女共同参画基本計画における目標が示されています。民間企業での課長相当職以上に占める女性の割合は2015年には10%程度や学校の管理職教頭以上が8年後には30%などが示されています。このような数字の達成は、男女共同参画社会に大いに近づいたこととなりますが、伊丹市でもこの目標に近づかなければならないと思います。この数字を現実のものとするには様々な手立てが必要だと思います。その一つにやはり男女共同参画という言葉の浸透がいないのではないのでしょうか。何人かの方にお聞きしても意味が分からないと皆さんが言われます。私はここから何とかしていかないと前に中々進めないのではないかと思います。各市では男女共同参画センターが駅前や利用に便利な場所に建設されているところが多いです。伊丹市では女性・児童センター、女性サロンがその位置づけとされていますが、伊丹でも男女共同参画センターと、男性からも男女共同参画社会を考えるという場所が必要ではないのでしょうか。伊丹市内ではこの言葉を見る場所はほとんどありません。庁舎には「課」の名称もなくなり伊丹市としての取り組みがより市民には見えなくなってしまうのではないのでしょうか。そのため市民へのアピール度は少なくなっているのではないかと思います。

男女の差別がまだまだ国内法的に整備されていないと、国連女性差別撤廃委員会から日

本は指摘もされています。そして女性の地位向上に関しても先ほどの数値が示すように進んでいません。計画の目標数の達成のためには市民へのアピールがもっと必要ではないでしょうか。色々なアピールの仕方が効果を発揮すると思います、それはDV対策の取り組みが示していると思いますが、専門相談員の配置を行い、市民特に女性への細かい配慮で相談のお知らせのカードを受け取りやすいところへ置くなども悩みのある女性には配慮ある気持ちが届いたのではないかと思います。そのようなアピールをされた効果が大きくあったのではないのでしょうか。DVが犯罪であることが被害者本人が認知することに大きく役立ったと思います。その結果相談者数が増えている。暴力から命を守る、暴言から心を守ることにっては少しずつ変化が生まれています。しかし社会的にも家庭内にも職場にも、実質的な女性差別はまだまだなくなっていないのが現状です。日本女性の参画は、世界から見ても男女間の格差を数値化したジェンダーギャップ指数94位とオンブード報告に載っています。大変低い位置にいます。国連女性差別撤廃委員会からの最終見解の指摘を改善していくためにはまだまだしなければならないことが沢山あると思います。それを進めるためにも、一つとしてセンターの役割が誰から見ても分かるようにすることが必要です。女性・児童センターのが「男女共同参画センター」の位置づけなら、伊丹市の中での男女共同参画センターとして、をきちんと市民に分かるようにしていただきたいと思います。男性も利用できるような配慮もするほうが目的に添っていると思います。小さなことかも知れませんが、このままでは、女性差別をなくし、男女共同参画社会構築のための、伊丹市としてのいきごみが感じられません。先日女性サロンで「女性議員と語ろう会」が開催されましたがそのときに「課」の名称がなくなりましたと報告しましたら皆さん大変驚かれた様子でした。なんとなくがっかりされた様子が伝わってきましたが。今から頑張ろうとする方々にはやはり小さなことかもしれませんが、伊丹市にそういう「課」があるということが大きな気持ちのよりどころであったと思います。まだまだ女性差別は解消されていません。参画の場に半分は女性というのが当たり前前はいつになれば来るのでしょうか。そのような時代を作るために今後どのように取り組んでいこうとされているのでしょうか。お考えをお聞きします。

6、子ども・子育て新システムについて

「子ども・子育て新システム」関連法案は、民主、自民、公明3党により修正され、衆議院本会議で賛成多数で可決されました。新システム関連法は、「子ども子育て支援法」「関係整備法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正」(認定子ども園法)の三法案です。「新システム」関連法で子どもたちの保育はどう変わるのでしょうか。修正案の内容として大まかには1、幼保連携型認定子ども園を単一の施設として認可し、株式会社の参入は認めない。保育園、幼稚園の移行は義務付けない。2、子ども、子育て支援法については、現金給付及び、子どものための教育・保育

給付の創設、民間保育所に関しては現行通り、大都市の保育需要の増大に対応するため認可制度の見直しをされたほか、多様な保育として、やむをえない事由がある場合は過度的緊急的な措置として、家庭的保育、小規模保育等が位置付けられています。

子どものための現金給付、保育給付の対象となる施設の利用については、保護者の直接契約となり市町村は認可保育所と並列におくことは大変な保育の後退です。「修正案」による「認可制度」は、待機児がいる状況なら基本的に認可しなければならないとするもので、このような認可制度の緩和では、「保育の質の確保」ができるのかが問われます。特に認可基準は、保育所、認定子ども園、それぞれに異なる基準が設けられます。国が定める基準をもとに市町村が条例で定めますが、まだその基準は明らかになっていません。しかし自治体の判断で引き下げが可能で、子どもの安全が守れないとの批判がありましたが、修正されていません。おたずねしますが、この新システムでの施設の面積基準は、国の参酌基準となっていますが、「保育の安全のために質の基準はきちりと確保されなければなりません。現状の基準を守っていただくことを要望いたしますが、どのような見解をお持ちか御伺い致します。

また新システムでは、施設整備費などの国の補助金の扱いが児童福祉法の現行の施設補助の規定がなくなります。これでは施設の新設や建て替えもできません。伊丹市として
の見解をお聞きします

保育所申し込みの規定に関しては、窓口は伊丹市でしょうか

認定こども園の幼保連携子ども園には「株式会社の参入は認めない」としているが、他の子ども園は株式会社も参入可能で、認可外施設も「認定」することが可能となりますが、伊丹市としてはこのような方法を可能とするのかお伺いします。以上で一回目の質問といたします。